

観参第943号-2
令和8年3月9日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官(旅行振興)

標準旅行業約款の一部改正について(周知)

今般、旅行業法(昭和27年法律第239号。以下「法」という。)第12条の3に基づく標準旅行業約款について、従来の標準旅行業約款(平成16年国土交通省告示第1593号)の一部を改正する告示を令和8年3月9日に公布し、同年4月1日に施行を予定しているところです。

つきましては、新たな標準旅行業約款に係る下記事項をご了知いただき、旅行業協会非加入の登録旅行者に対し、下記事項を周知徹底するとともに、その旅行者代理業者に対しても周知徹底するよう取り計らい願います。

記

1. 標準旅行業約款と同一の旅行業約款への変更

旅行者は、旅行業約款を、法第12条の2の認可を受けようとする場合(既に認可を受けている場合を含む。)を除き、改正後の標準旅行業約款(以下「改正標準旅行業約款」という。)と同一のものに変更すること。

また、法第12条の2の認可を受けた旅行業約款を使用している旅行者にあつては、認可を受けた規定以外の箇所については、今般の改正標準旅行業約款と同一のものに変更すること。

なお、法第12条の3のとおり、今般の改正標準旅行業約款へ変更したときは、法第12条の2第1項の規定による認可を受けたものとみなすため、新たな認可申請は要しない。

2. 旅行業約款の設定及び揭示

旅行者は、旅行業約款を改正標準旅行業約款と同一の旅行業約款(以下「新旅行業約款」という。)に変更する場合には、令和8年4月1日から、法第12条の2第3項に基づいて、営業所における揭示等を行うこと。

3. 新旅行業約款の適用

新旅行業約款は、令和8年4月1日以降に締結される旅行契約について適用すること。

従って、令和8年3月31日までに締結される旅行契約については、令和8年3月31日以降を旅行の出発日とする場合であっても、従前の旅行業約款を適用すること。